

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本川越停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川越市中原町一丁目一番一地先 から同市連雀町一番四地先まで		区 間
二〇・〇〇〇 三三・〇九	一一・一五〇 二六・九五	敷地の幅員 (メートル)
二七七・四〇		延長 (メートル)
る。 道路改良事業によ		備 考